

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	環境衛生課	
	施策No.	2	施策名	生活環境の向上	重点施策		施策主管課長名	越口 哲也	
施策関係課名		総務課、企画政策課、環境衛生課							
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針									
環境教育を推進し、生活環境に関する市民意識の向上を図り、行政に頼らず、住民間の問題を住民自身が解決できるような地域社会の確立を目指すため、成果の向上を図る。									
2 施策の目的と成果把握									
対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)				市民 事業者					
対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,773	127,450	127,662			
B	事業所数	事業所	見込み値		4,150		4,100		4,050
			実績値	4,527	4,527	4,527			
C			見込み値						
			実績値						
意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		生活環境を向上させる生活環境とは、 「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう(環境基本法における解釈)							
成果指標 (意図の達成度を表す指標)				目標達成(105%以上)			目標をほぼ達成(95%～105%未満)		目標を未達成(95%未満)
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	成り行き値	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0
			目標値	28.0	28.0	29.0	29.0	30.0	30.0
			実績値	28.3	36.5	34.9			
			達成率	101%	130%	120%			
			結果						
B	美化活動に参加した市民の割合	%	成り行き値	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4
			目標値	66.0	66.5	67.0	68.0	69.0	70.0
			実績値	56.1	68.2	64.5			
			達成率	85%	103%	96%			
			結果						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				平成24年度の目標値設定の考え方					
・A...生活環境が向上していると感じる市民の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・B...美化活動に参加した市民の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査 平成19年度については質問の仕方が異なるため、「いつも行っている週に1回以上行っている」、「大抵行っている 月に数回程度行っている+年に数回程度行っている」と読み替える。(環境基本計画に記載されている数字に合わせた)				A ・「生活環境が向上していると感じる市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると年代や地域により差異が見られる状況にあるが、環境情報の提供を継続して行うことにより2%増の成果向上を目指す。 B ・「美化活動に参加した市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると、比較的水準の高い地区や男性の水準が70%程度であることから、環境意識を高める啓発活動を行うことにより、市民全体における割合が70%になるよう成果向上を目指す。 C D E					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

・環境教育を推進することによって生活環境に関する市民意識の向上を図り、行政に頼らずに住民自身が地域の問題を解決し、地域の個性を發揮できるように地域社会の確立を促すとともに、法の規制がないものについては、条例の整備(地方自治体の事務に属する事柄に限る。)や広報による問題提起・啓発活動等を行う必要がある。
 ・広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取り組みを積極的に紹介するとともに、それぞれの取り組みをより効果的かつ継続して行うことができるような体制を整えながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行うことが必要である。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
国 ・公有水域(海等)、国道等国有地の適切な管理。(美化活動、清掃) 県 ・公有水域(河川等)、県道等県有地の適切な管理。(同上) 市 ・市道等市有地の適切な管理。(同上) ・市民の環境美化に関する意識の向上、普及啓発。(広報きりしま、無線・有線放送、ケーブルテレビ、講演会、研修会・環境美化推進員活動等)	市民 ・自分の家の周りの清掃。(道、水路も含めて) 地域 ・地域の美化活動への参加。(川・道路・公園の里親制度、用排水路の清掃等) 団体 ・ボランティア清掃活動への参加。(商工会議所の「こぎれい大作戦」、不法投棄の監視通報、空き缶拾い等)

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

・転勤による転入や学生、団塊の世代受け入れによる住民の増加により、地域のルールになじめない住民が増えている。
 ・観光客の増加によるごみのポイ捨てが更に増加すると思われる。
 ・ライフスタイルの多様化により、市街地においては、活動が24時間に渡り、集合住宅が増えるなどの変化により近隣住民間のトラブルが増加してくる。一方中山間地域においては、空き家などが増え、危険防止や景観面で生活環境の悪化が懸念される。
 ・平成19年度に「霧島市環境基本計画」、「霧島市生活環境美化条例」を策定・制定した。

この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

・野焼きの煙の臭いは洗濯物や部屋に染み付くので、法律において原則禁止とされているのだから適用除外であっても指導して欲しい。
 ・住宅街の中にペット葬祭ができて困っている。
 ・生活騒音(隣人が深夜に風呂に入る音、ピアノを弾く音)がうるさい。
 ・野焼き、放置車両、雑草の繁茂、ペット(特に猫)等に関する規制を盛り込んだ条例を整備してほしい。
 ・バーラーやカラオケ店などが近隣に出来たため騒音対策をとって欲しい。
 ・不法投棄が増加しているので、条例での規制や監視を強化してほしい。
 ・霧島市環境基本計画における環境配慮指針に基づいた公共事業の推進を図るよう、議会から求められた。

5 施策の現状

平成21年度施策の取組方針	平成21年度施策の取組方針の達成状況
○市民の環境美化意識の向上、普及啓発(広報きりしま、無線・有線放送、ケーブルテレビ、講演会、研修会等) ○小・中・高生へのボランティア活動の推進 ○地域美化活動、ボランティア清掃活動の実施	環境美化モデル地区の取り組みを広報きりしままで特集を組み、市民への環境美化意識の向上を図った。また、野焼きの原則禁止や犬のふんの持ち帰りについて広報を行った。(参考:犬猫に関する苦情H20が178件 H21に107件に減少) 環境パネル展を開催して、美化意識の向上を図った。 環境美化推進員68名の研修会を行い、意識啓発を行った。 花いっぱい活動への参加を小中高生にも積極的に働きかけた。 「ボランティアの日」の活動への参加を広く市民へ呼びかけた。

平成21年度施策の目標値と実績値の比較

目標達成 105%以上
 目標をほぼ達成 95%~105%未満
 目標を未達成 95%未満

平成21年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	29.0	34.9	120.0%
B	67.0	64.5	96.0%
C			
D			
E			

平成21年度施策の成果指標の達成状況及び要因

A.生活環境が向上していると感じる市民の割合は、実績値は平成20年度に比べ、1.6ポイント減少したものの、平成21年度目標を達成することができた。
 その要因は、
 ・環境美化推進員による普及啓発活動が継続して行われていること。
 ・環境美化条例に係る看板・ポスターの設置による市民意識の浸透が図られていること。
 ・市民からの苦情件数、特に犬猫の苦情が減少したこと。
 ・全市の不法投棄回収を行ったことで、不法投棄の苦情件数が減少したこと。
 (参考:不法投棄の苦情H20が179件 H21が124件に減少)
 があげられる。
 B.美化活動に参加した市民の割合は、実績値は平成20年度に比べ3.7ポイント減少したものの、平成21年度目標をほぼ達成した。
 その要因は、
 ・何度も美化活動に参加した延べ人数が多くなったことが考えられる。その背景として、モデル地区の清掃活動が活発化していること、また、その活動に影響を受けた地区の活動が増えたことが考えられる。(参考:ふれあいボランティアの日参加者+錦江湾クリーンアップ作戦H20が14,509人 H21が14,670人)

基本事業の
 目標達成度
 (平成21年度目標と
 実績との比較)

= すべての目標値を達成	= 一部の目標値を達成	x = すべての目標値を未達成
環境衛生の向上		
地域美化活動の促進		

6 平成22年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)

若年層や事業者に対する環境教育を推進し、地域美化活動の促進を図る。
 国・県に対して公有水域、国県道の美化活動の推進を働きかける。
 市民・事業者に対して出前講座の活用を働きかける。
 市民・事業所に対して自宅・事業所周辺の清掃を働きかける。
 地域の美化活動への参加を呼びかける。
 ボランティア清掃活動への参加を呼びかける。

7 平成23年度に向けた施策の課題・方向性

環境教育を推進することによって生活環境に関する市民意識の向上を図るため、出前講座を継続して進める。【継続】
 行政に頼らずに住民自身が地域の問題を解決し、地域の個性を發揮できるように地域社会の確立を促す。そのためにアダプト制度(里親制度)の構築・普及に取り組む。【新規】
 各団体等の取り組みをより効果的かつ継続して行うことができるような体制を整える必要がある。そのため、環境美化推進員と自治公民館活動等との連携強化を図る。【継続】
 市民の環境に関する意識を高めるため、広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取り組みを積極的に紹介する。【継続】

基本事業	2-2-1	基本事業名	環境衛生の向上	基本事業 主担当課	環境衛生課
------	-------	-------	---------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針	
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
・情報の提供や助言を行いながら、自治会長や事業者等と協力して苦情処理を行い、地域の問題を地域住民自らが解決できるように取り組む。 ・県等の関係機関、地域住民、事業所等と連携しながら衛生的な生活環境の保持に努める。	
対象	・市民 ・事業者
意図	・生活環境に関する問題が解決できる。 ・衛生的で安全な生活環境が保たれる。

2 基本事業の指標等の推移		目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未達)			目標を未達成 (95%未達)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 苦情相談対応に対する満足度	%	苦情処理報告書の集計	成り行き値	79.5	79.5	79.5	79.5	79.5	79.5
			目標値	81.0	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0
			実績値	74.6	78.3	73.7			
			達成率	92%	95%	88%			
			結果						
B 生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	72.3	72.3	72.3	72.3	72.3	72.3
			目標値	74.4	76.5	78.6	80.7	82.8	85.0
			実績値	71.6	80.3	81.6			
			達成率	96%	105%	104%			
			結果						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
住民の苦情相談の対応に対する満足度100%を目標に設定すべきだが、現実的でないので、90%を目標に設定する。法で規制されていなかったり、行政が介入できない苦情内容に対しても、その旨を丁寧に相談者に伝えることにより理解、納得いただくことで満足度の向上を目指す。 生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合については、市民意識調査結果とする。当該割合については、成果指標Aと同様90%とすべきところだが、アンケート結果に基づいており、「わからない」、「不明」等の回答が1割程度あることから、それらを加味した85%を目標値とした。

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
環境衛生に関して苦情の多い、犬のふんの持ち帰り、ごみのポイ捨てについて市民への情報提供及び意識啓発を行う。	環境美化モデル地区の取り組みを広報きりしまで特集を組み、市民への環境美化意識の向上を図った。また、犬のふんの持ち帰りについて広報を行った。(参考:犬猫に関する苦情H20が178件 H21に107件に減少) その結果、犬猫に関する苦情は減少している。 環境ポスター・美化推進員の活動を広報誌で紹介(環境パトロールなど)・環境美化看板の設置を行った。

6 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因
A.苦情相談対応に対する満足度については、実績値は平成20年度に比べ、4.6ポイント減少し、平成21年度目標を達成することができなかった。 その要因は ・平成21年度に比べ、匿名の苦情が増え、回答ができなく満足調査が取れなかったこと、解決できたのに本人へ連絡等が取れなく、確認ができなかった事案が増えたことによる。(参考:苦情件数H20が785件 H21が646件) (平成20年度満足調査が不明124件 平成21年度満足調査が不明153件。なお、諦め・不満は平成20年度46件 平成21年度17件と減少している) B.生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合は、実績値は平成20年度に比べ、1.3ポイント増加し、平成21年度目標を達成することができた。 その要因は、 環境美化推進員の活動が継続して行われていること、霧島市環境美化条例が浸透して、犬猫に関する苦情が大幅に減ったこと、全市不法投棄の回収を行い不法投棄の苦情が減ったことが上げられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
情報の提供の在り方や、地域や事業者との協力した体制づくりができるようにする。	情報の提供や助言を行いながら、自治会長や事業者等と協力して苦情処理を行い、地域の問題を地域住民自らが解決できるように取り組む。そのため、ほかの地区で起きた問題を情報共有化し、必要に応じ情報を提供する。【継続】 県等の関係機関、地域住民、事業所等と連携しながら衛生的な生活環境の保持に努めることとし、県に対し公有水域の美化活動を働きかける。また、地域住民に対してはアダプト制度等の働きかけを行う。【継続・新規】

基本事業	2-2-2	基本事業名	地域美化活動の促進	基本事業 主担当課	総務課
------	-------	-------	-----------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針	
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者等に対して、環境教育を実施し、市民の環境保全意識の高揚を図る。 地域が一体となって美化活動を行うことができるよう地域リーダーの養成を図る。 地域の特性を活かした美化活動を促進する。 	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 市民 事業者
意図	地域美化活動に取り組む。

2 基本事業の指標等の推移		目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 美化活動参加者数の割合(年に数回)	%	市民意識調査	成り行き値	56.8	56.8	56.8	56.8	56.8	56.8
			目標値	57.2	57.5	57.8	58.5	59.3	60.0
			実績値	51.4	59.7	56.8			
			達成率	90%	104%	98%			
			結果						
B 美化活動参加者数の割合(月に数回以上)	%	市民意識調査	成り行き値	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
			目標値	8.8	9.0	9.2	9.5	9.7	10.0
			実績値	21.8	8.5	7.7			
			達成率	248%	94%	84%			
			結果						
C 美化活動に参加した延べ人数	人	ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦参加者	成り行き値	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
			目標値	15,700	15,850	16,000	16,150	16,300	16,300
			実績値	15,674	14,509	14,670			
			達成率	100%	92%	92%			
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
<p>美化活動への参加を促進するため、「年に数回程度行っている」を現状の56.8%であるが、最も多い40代(70.2%)を参考に、全体参加者数の割合も70%を目標に設定した。「月に数回程度以上行っている」のは全体で8.6%であり、全体の1割(10%)を目標とする。</p>

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因
ふれあいボランティア活動を全市的に拡大していくと共に、小・中・高校生へのボランティア活動の推進を図る。	地区自治公民館連絡協議会での9月第2土曜日のふれあいボランティア活動の呼び掛けなどにより、全地区での取組みが可能となった。花いっぱい活動への参加を小中高生にも積極的に働きかけた。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>A.美化活動参加者数の割合(年に数回)の実績値は平成20年度に比べ、2.9ポイント減少したが、平成21年度目標は達成した。 その要因は ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦等の参加人員は延びているが、市民意識調査アンケートでは美化活動参加者のポイントが減少していること、月に数回美化活動をしている人のポイント減少から、特定の日の美化活動に参加している、かつ、地域の美化活動にも参加している方が多いと考えられる。</p> <p>B.美化活動参加者数の割合(月に数回以上)の実績値は平成20年度に比べ、0.8ポイント減少し、平成21年度目標を達成することができなかった。 その要因は 月に数回、年に数回美化活動に参加している人のポイントがともに減っていることから、全体的に美化活動に参加した人が減っていたと考えられる。特に新型インフルエンザの影響で学校、地域等のボランティア活動が控えられ、美化活動参加者数の割合が減少したのではないかと推測される。</p> <p>C.美化活動に参加した延べ人数の実績値は平成20年度に比べ、161人増加したが、目標達成には至らなかった。 その要因は 参加増加分だけ、目標値の増加があったことによる。</p>

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
市民(とりわけ若年層)や事業者等に対して、環境教育を実施し、市民の環境保全意識の高揚を図ります。(事業者への出前講座、広報きりしま、無線・有線放送、ケーブルテレビ、講演会、研修会等) 美化推進員のもと、地域リーダーの育成を図るとともに、事業者にも協力団体の育成を要請する。 環境美化モデル地区の充実。	市民や事業者等に対して、出前講座などの環境教育を実施し、市民の環境保全意識の高揚を図る。【継続】 地域の特性を活かした美化活動を促進するため、環境美化モデル地区については、新たな地区の指定に向けて啓発を行う。【継続】